

## 茨木市立北中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

## 1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

## 2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を直近の週の他の日等に振り替え、年間で104日以上設定する。)
- ・生徒の健全な成長の確保を目的とした休養日の設定であるため、休養日を定期考査期間等にまとめて振り替えることがないように、留意すること。
- ・大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。(教員の多忙化解消・負担軽減)
- ・全教員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とする。

## 4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

運動部	男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、ソフトテニス部、ハンドボール部、サッカー部、卓球部、水泳部、野球部、バレー部、陸上部
文化部	吹奏楽部、美術部

○部活動の規則

- (1) 全教職員が部活動に関わるものとし、可能な限り、複数顧問を追求する。

(2) 活動期間

活動年限は1年間とし、4月1日より3月31日までの1年間を活動期間とし、次年度4月当初に顧問のもち手があれば継続とする。

顧問のもち手がない場合は、以下の手順で存続か否かを決定する。

①新1年生については募集を停止する。

②管理職により、当該部の保護者会を招集し、保護者の協力・活動支援で、在籍生徒の活動を継続できるか協議する。

\*YESの場合…前掲(1)の規約より、暫定顧問を置き、1年間は存続。

\*NOの場合…廃部とする。

次年度についても、同様の手順を踏んで行う。

(3) 前掲(2)で、練習または試合において、支障が出る部員数になる場合、合同練習・チームでの試合参加が可能であれば、存続を認める。

(4) 活動時間

部活門限を16:55とする。

一般門限16:30は撤廃

部活動外の活動(班長会議や委員会活動等)についての門限も16:55とする。

延長を希望する部活は

(3月~9月) 17:30まで (10月、2月) 17:15まで

(11月~1月) 17:00まで

※試合の準備等でさらに最大30分の延長を可とする。

①延長の場合は職朝で申し出ること

②早朝の練習は、午前7時00分以降の登校とし、それ以前の活動は認めない。また、8時15分に片付けが終了するように活動時間を設定する。顧問はMTに生徒が間に合うように指導を徹底する。

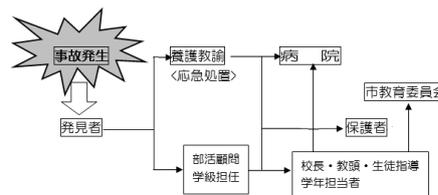
(5) すべての活動は、顧問の指導の下で行うことを原則とする。顧問が不在の時は活動を中止する。

(6) 更衣は部室など、所定の場所で行うこと。ただし、部室は部活動の時以外には一切使用してはならず、常に整理整頓を心がけること。

(7) 貴重品は各自または各部で顧問に保管してもらうなど、対応を各部で考え、決して部室等に放置しない。

(8) 常に活動の安全には万全を期し、危険な活動は絶対にしない。

万一、不慮の事故が発生した場合には、ただちに活動を中止し、下記の連絡体制による連絡及び、顧問の指示に従い処置をする。



(9) 部室・活動場所での飲食、及び下校途中での飲食は、基本的に禁止する。

(10) 活動時の服装は正課時の服装(体操服)を着用することを原則とする。但し、部で統一した練習着についてはこれの例外とする。また、冬期の土日及び休業日の登下校時には、個人の防寒着を着用してもよい。

(11) 対外試合・発表会などの参加費・交通費などは、原則として個人負担とする。

(12) 部費は、部の運営上、必要最低限度の額を徴収し、部の会計で管理運用する。

(13) 放課後の活動は、部活動よりも学級活動、委員会活動等を優先とする。

(14) 校舎1階廊下について、東西方向の通行は原則として土足を禁止する。

(15) 全学年、午前中のみ授業の場合、原則として一旦下校せずに活動してもよい。

(16) 全校機械警備のため、学級施設、活動場所の管理保全(施錠)を各部が責任を持って行う。

(17) 対外試合・発表会等への参加に伴い、自転車による登校を認める場合がある。また、出発に際しては部でまとまって移動し、交通安全に十分に注意すること。

(18) 部活動の試合・発表会等への応援、見学など行う場合、服装は学校生活に準ずる。

(19) 平日の部活動で、部活門限お知らせチャイム(メロディーチャイム)をめどに各部活ミーティングを行い、生徒の現状把握を行う。また、顧問は部活門限終了チャイムまでに完全に下校するよう活動場所から校門まで確実に下校指導を行う。

(20) 1年生入部完了時点で各部活発足式を行い、再度、挨拶などの礼儀作法や集団規律などを周知

徹底させる。

(21) 部員が退部した際には、顧問は当該部員の担任に退部を報告する。